



おしらせ

第166号

社会保険労務士法人 勝又・高橋・吉田 事務所

2024. 8. 1 発行

最低賃金 全ランクで引き上げ額目安50円

- ◆ 昨年度から「地域間格差の是正」を目的に、それまでの4ランクからABCの3ランクに区分が変更された最低賃金ですが、7月25日に開催された中央最低賃金審議会は、今年度の最低賃金をABC全てのランクで同額の50円引き上げとする答申を行いました。仮に目安どおりに各都道府県で上げが行われた場合の全国加重平均は1,054円となります。上げ幅は昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。ちなみに現在の東北6県の最低賃金額は下記の通りです。今後岩手県地方最低賃金審議会において地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続きを経て、岩手労働局長により決定されます。

ランク区分	都道府県	最低賃金額	ランク区分	都道府県	最低賃金額
B	宮城県	923円	C	青森県	898円
B	福島県	900円	C	秋田県	897円
C	山形県	900円	C	岩手県	893円

職業別の求人に関わる賃金情報～岩手労働局発表資料より

- ◆ 令和6年6月に新しく県内各ハローワークに申し込みのあった求人について、職業ごとの賃金情報が公開されましたので同封いたします。「求人の上限」と「求人の下限」の金額は、基本給の他に毎月決まって支払われる各種手当（通勤手当を除く）が含まれています。令和6年1月からの県内平均はほぼ横這いの金額となっています。同業他社はもちろんですが、他業種の賃金水準も気になるところです。上で触れました最低賃金額改定を考えると、月額賃金で16万円未満、時給賃金で950円未満の場合は賃金上げの必要が出てくるかもしれません。岩手県物価高騰対策賃上げ支援金や業務改善助成金など県や国の支援策を活用するのも対応策のひとつと考えます。

協会けんぽから「資格情報のお知らせと加入者情報」が届きます～9月中

- ◆ 令和6年9月9日（月）～令和6年9月30日（月）の間に、協会けんぽ被保険者及び被扶養者全員分の健康保険記号番号や、氏名、生年月日などの資格情報と加入者情報（マイナンバー下4桁）が記載された通知書が事業主様宛に送付されます。マイナンバーの紐づけに誤りがないか確認のためです。通知書は窓付き封筒に入っていますのでよくお名前を確認の上、皆さんにお渡し下さい。

「労務管理セミナー」開催の件

- ◆ 当事務所主催の「労務管理セミナー」ですが、今年は10月11日（金）の開催を予定しております。詳細は後ほどご案内させていただきます。多数のお参加をお待ちしております。

■ エクセルで出来る“年次有給休暇管理簿”を作成しました

エクセルで出来る“年次有給休暇管理簿”を作成しました。年5日の年次有給休暇付与義務はクリアできていますでしょうか？ 確実な消化のためには年休消化日数を常に把握し、計画的な消化を促すことがポイントです。“年次有給休暇管理簿”の活用により年休消化日数の管理が簡単に把握出来るようになり、また時間単位年次有給休暇の上限など非常に煩雑な年次有給休暇管理についてのお悩みも解消されます。